

## サウンディング型市場調査に関する質問への回答

件名：二重川地区における土地活用に関するサウンディング型市場調査

サウンディング型市場調査に関する質問がありましたので、下記のとおり回答します。

No.	質問	回答
1	2. 対象用地の概要、その他について、「複数の土地に一括して利用権を設定するなど一体的な土地利用を検討しています。」とありますが土地面積が広大となる為、局地的な土地活用のアイデア・提案は可能でしょうか。	可能です。
2	3. スケジュール、実施結果概要の公表について、令和4年2月以降の今後のスケジュール・土地利用が開始できる想定時期をご教授ください。	<p>「二重川地区」では、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」による、滞在・体験のための受入施設や農林業体験施設を整備することで、農業体験による滞在を促進することで市外からの来訪者の引き込みを行うことを目的としています。</p> <p>事業スキームとしては、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」第5条による「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画（以下「活性化計画」という）」を策定し、同法同条第2項第2号に規定する事業として「市民農園整備促進法」第12条で規定される「市民農園施設のうち休憩施設である建築物」を整備することで都市計画法の特定により、同法第33条に規定される基準（技術基準）のみの審査で許可を得て実現するスキームとしています。</p> <p>市は、これをサウンディング型市場調査により「二重川地区まちづくり協議会」と提案事業者をマッチングさせ、活性化計画</p>

		<p>の策定・提案により、適切な開発を誘導し事業の実現を図ることとしています。</p> <p>そのため、この両者が合意する期間によって活性化計画の提案時期が変動するため、明確にスケジュールを回答することはできません。</p>
3	<p>建築行為を伴う土地活用を行う場合、用途や規模に関わらず都市計画の提案や地区計画をかける必要がありますか。</p>	<p>必要ありません。</p> <p>No.2 のとおり、「二重川地区」では、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」による、滞在・体験のための受入施設や農林業体験施設を「都市計画法の特例」により実現するスキームです。</p> <p>そのため、民間事業者からの都市計画提案制度による市街化調整区域の地区計画を活用した開発行為による民間開発を誘導するスキームは想定しておりません。</p>